

アスベスト被害対策に関する申し入れ

厚生労働省が7月末に公表した資料によると、過去6年にアスベストによる健康被害で労災認定を受けた労働者は、**383**事業所で肺ガン173人、中皮腫358人にのぼります。またその被害は、家族や周辺住民にも及び、健康被害の拡大は必至となっています。石綿が主な原因とされるがんの一種、「中皮腫」による死亡者は、今後40年間で10万人に上るのではないかとも言われています。事態はきわめて深刻です。

こうした事態を招いた原因は、70年代、すでに石綿使用の有害性が医学的に指摘され、国際的にも明らかになっていたにもかかわらず、75年吹き付け作業の原則禁止の措置をとったものの、発がん性が特に強いとされる青石綿、茶石綿の使用も95年まで放置してきたことにあります。白石綿も含めて主な石綿製品の使用の原則禁止措置がとられたのは、昨年のことです。

安全対策も不十分なまま大量の石綿の製造と使用を続けてきた企業と、危険性を認識しながら長期にわたって使用を容認してきた政府の責任は重大です。また、86年のILO総会で採択された石綿使用安全条約の批准を今日まで放置してきた政府の責任は看過できない問題です。

本県でも、石綿関連業者3社が平成7年の廃止届けが出されるまで操業していたと推定されることや、高温・高圧のプラントを持つ大手企業約**20**社およびグループ会社などでも使用されている可能性が高いことが考えられます。さらに、県下で、95年から03年の9年間に「中皮腫」による死亡者が**29**名もおられ、それらの詳細な実態調査が急がれます。

また、昭和62年の調査によると、県下のアスベスト保有校とされた小学校**23**校、中学校6校では、きちんと除去したとされる学校が少なく、平成10年度以降、調査もされておらず、大部分が残されている可能性もあります。

アスベスト被害への県民不安が大きく、子どもたちの健康問題も心配される、こうした事態を踏まえて、県におかれては、次の事項について早急に対応され

るよう要請するものです。

要請事項

1. アスベストがどこに使われているか把握すること。
 - ① 県営住宅なども含め知事部局や教育委員会、企業局、病院局、県警察のあらゆる公共施設の調査を急ぎ、調査結果を公表すること。
 - ② その際、吹きつけでない建材へのアスベストの使用状況も把握すること。
 - ③ 調査に基づいて早急に撤去の計画を立てること。
 - ④ 市町村の施設についても調査を指導し、解体・撤去に関して技術的・財政的支援をおこなえるよう検討すること。
 - ⑤ 民間施設の使用状況調査については、国の指示で床面積1000平方メートル以上となるが、より小規模の施設についても、商店や作業場など住民や労働者が多数出入りする場所は、市町村と協議して調査の対象にすること
 - ⑥ 化学プラントなど企業の設備の使用状況を把握し、情報を公開すること。
 - ⑦ 関係業界などから、アスベストを含む過去の製品情報を入手し、ホームページや広報紙などで県民に提供すること。
 - ⑧ 船舶のアスベスト使用状況について、国による調査内容を把握して、労働者が被害を受けないような対策を国に求めること。
2. 日常的な接触や解体作業時の接触による新たな被害を防止すること。
 - ① 平成15年度末で県下の水道管は、3.51%が石綿セメント管となっているが、交換のテンポをあげるよう市町村へ働きかけること。
 - ② 一定規模以上の建物の解体には、届出だけでなく、職員の立ち会いを義務づけるよう制度化すること。

- ③ 建築廃棄物はじめ産業廃棄物の回収、中間処理、最終処分にあたる業者に対し、文書のみならず、現場の飛散防止がきちんと行われているか、現場での点検を強めること。
- ④ JR 四国にたいし、アスベスト使用の車両の廃棄を繰り上げ実施するよう要望すること。
- ⑤ 産業廃棄物中間処理施設や最終処分場でアスベスト含有の廃棄物が適正に扱われているか調査し、アスベストが見つければ周辺への飛散状況を調査して、対策をとらせること。
- ⑥ 自動車解体作業所に対しても情報を提供し、取り扱いの実態を把握すること。

3. 既にアスベストを吸引している労働者や住民の健康を守る対策をとること。

- ① 市町村でおこなう住民の健康診断や事業所などの健康診断でも職歴や健康状況によって、もれなく精密な検診を勧めるよう、仕組みを作ること。
- ② 専門的知識を有する医師をふやしていただくよう研修会などの取り組みを、医師会に働きかけること。
- ③ アスベストを製造・加工していた企業名を公表し、勤務していた労働者や近隣住民に注意を喚起すること。
- ④ 上記事業所でアスベストに接触した労働者や家族の健康診断を実施し、過去にも肺ガンなどの死亡者がいないか調査をおこなうこと。
- ⑤ 建設現場や解体现場、廃棄物処理の現場等でアスベストを吸引したおそれがある労働者に対して、危険性を周知し、積極的な健康診断をおこなうよう、注意を喚起すること。
- ⑥ 上記の健康管理運動に取り組む労働組合や業界団体と連携を強めること。

- ⑦ 厚生労働省が調査を指示しているのは、2003年度の中皮腫による死亡者の追跡調査だけで、県内では2名だけだが、県として独自に調査対象の年度を拡大すること。
- ⑧ 労災の時効認定の問題について特例措置をとるよう県からも国に要請すること。
- ⑨ 現場を渡り歩いた労働者などについても労災認定ができるよう、制度の整備を国に求めること。
- ⑩ 労災認定の対象とならない労働者の家族の被害や、健康被害を受けた周辺住民も救済ができるよう、公害健康被害の補償対象にするなど、国に制度改正を求めること。

4. その他

- ① 石綿リフォーム詐欺がおこらないよう、県民に広報すること。

日本共産党徳島県委員会 委員長 山本 茂喜

日本共産党徳島県議団 団長 山田 豊

古田みちよ

達田 良子

扶川 敦